

様式第2号(第7条関係)

会議の開催結果

1 会議の名称	第3回 さいたま市国民健康保険運営協議会
2 会議の開催日時	令和5年10月19日(木) 午後3時から午後5時まで
3 会議の開催場所	ときわ会館 5階大ホール
4 出席者名	柴田潤一郎会長、志賀信子副会長、田中恒一委員、齋木裕二委員、高本正広委員、飯盛恵美委員、須賀久恵委員、大室里美委員、志村文夫委員、中村勉委員、塩屋雄史委員、瀧本久夫委員、長田繁幸委員、齋藤美佳委員、菊池文彦委員、野田政充委員、佐藤郁恵委員、三次宣夫委員、島田玲子委員、若林子ヒロ委員、野口良輝委員
5 欠席者名	星野純子副会長、都築勝委員、中村靖幸委員
6 議題及び公開又は非公開の別	(議題) (1) 国民健康保険税について (2) 保険者努力支援制度について (3) その他
7 非公開の理由	
8 傍聴者の数	なし
9 審議した内容	(1) 国民健康保険税について (2) 保険者努力支援制度について (3) その他
10 問合せ先	福祉局 生活福祉部 国保年金課 電話番号 048-829-1276 (直通)
11 その他	

令和5年度第3回さいたま市国民健康保険運営協議会議事録

日時 令和5年10月19日(木)
午後3時00分～4時30分
場所 ときわ会館5階大ホール

1 出席者

(委員) 柴田 潤一郎、志賀 信子、田中 恒一、齋木 裕二、高本 正広、
飯盛 恵美、須賀 久恵、大室 里美、志村 文夫、中村 勉、
塩屋 雄史、瀧本 久夫、長田 繁幸、齋藤 美佳、菊池 文彦、
野田 政充、佐藤 郁恵、三次 宣夫、島田 玲子、若林 チヒロ、
野口 良輝

(事務局) 竹内福祉局長、山口福祉局理事、吉田福祉部長

(収納対策課)

須賀財政局税務部収納対策課長、神田収納対策課長補佐兼収納対策係長
佐藤主事

(保健センター)

西区保健センター 森所長補佐兼健康づくり係長、

(国保年金課)

清宮課長、苗村主幹、澁谷課長補佐兼保健事業係長、坂西国保事業係長、
岩瀬国保給付係長、小澤主査、新井主任、矢内主事、岡田主事

2 欠席者

(委員) 都築 勝、中村 靖幸、星野 純子

3 会議次第

- (1) 開会
- (2) 事務局代表あいさつ
- (3) 会長あいさつ
- (4) 協議・報告事項
 - ①国民健康保険税について
 - ②保険者努力支援制度について
 - ③その他

(5) 閉会

柴田会長：	<p>それでは、次第「4 協議・報告事項」に入らせて頂きます。</p> <p>本日の議事につきましては、数が多いためスムーズな議事進行に御協力をお願いいたします。</p> <p>本日の協議会については、原則公開としておりますが、本日の協議会も公開とすることよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（「よい」という旨の発言あり）</p> <p>事務局に伺いますが、本日の傍聴人はいらっしゃいますか。</p>
事務局：	<p>ございません。</p>
柴田会長：	<p>本協議会につきましては、毎回、議事録を作成していますので、あらかじめ議事録署名人をお願いしておきたいと思っております。</p> <p>飯盛委員と島田委員をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、お手元の次第に従いまして議事を進めさせていただきます。まず、協議・報告事項としまして「(1) 国民健康保険税について」、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局：	<p style="text-align: center;">（事務局説明）</p>
柴田会長	<p>ただいまの事務局の説明に対して、何かご質問はありますか。</p>
高本委員：	<p>これまでは、保険税率は県の応能応益割合に合わせていく、といった話であったと思いますが、これからは軌道修正して割合を変えていくということでしょうか。</p>

柴田会長	事務局お願いします。
事務局：	<p>昨年の税率見直しにおいては、応能応益割合を最終的に 53 : 47 にしますということで、段階を踏んでいく予定でしたが、それがどうして数字が違って来るかと言いますと、埼玉県内の国保の加入者で同じ保険税率にすると、53 : 47 になりますけども、その中でさいたま市は県内では所得が高い方が多いので、同じ税率を適用すると、所得割が高く、55 : 45 ぐらいになりました。</p> <p>今まで 53 : 47 を目指していたところですが、このペースだとちょっと行き過ぎてしまうということが分かってきましたので、そこを今回の見直しから改めまして、割合で言うと 55 : 45 を目指していきたいところになります。</p>
高本委員：	今までの割合を使うと、これは駄目だろうと判断されたということですね。
事務局：	そうですね。やはり見直しがちょっと強過ぎた可能性があり、目標高くしてしまったようなイメージですので、目標を少し低くするといった見直しです。
高本委員：	わかりました、ありがとうございます。少しずつ上げていって 9 年度には合わせるということですね。
事務局：	はい、そうです。
柴田会長：	ありがとうございました。他にございますか。
中村勉委員：	先ほどの質問に関連しますが、やはり 5 ページの下の文章の 2 番目のところで、昨年度、この協議会で税率改正をしたことが、55 : 45 になるのですか。61 : 39 ではなかったのですか。

事務局 :	<p>県が示す標準税率をさいたま市に適用すると、目標とすべき割合は 55 : 45 となるもので、さいたま市は令和 5 年度当初課税時点では、先ほど言った 61 : 39 となっていますので、まだそこと乖離があるというイメージです。</p>
中村勉委員 :	<p>さいたま市は 61 : 39 なのですね。</p>
事務局 :	<p>そうですね、税率改正前は 63 : 37 だったので、少し寄せたような形にはなるのですが、まだ離れているところになります。</p>
中村勉委員 :	<p>この 5 ページを見ると、55 : 45 という意味が分かりません。</p>
事務局 :	<p>私の説明と資料作りが分かりづらくて申し訳ないのですが、この資料の表に書いてあるのは目標値ですね。令和 9 年度に統一したらこうなります、という目標値です。ただ現実としては、61 : 39 ですので、令和 9 年には 55 : 45 とするには、急激な税率の上昇にならないよう、少しずつ近づけるように改正を進めなければならないという認識です。</p>
中村勉委員 :	<p>次に、6・7 ページの課税限度額の表ですが、軽減される基準所得とはいくらになるのですか。また法定限度額に達する所得とはいくらなのですか。</p>
事務局 :	<p>税金でいうと基礎控除がありまして、これは国保だけでなく市民税とかもそうだと思いますが、43 万円、一律皆さん控除されます。その関係で、43 万円分までが 7 割軽減になります。それ以降は、被保険者の人数によって額は違ってきますが、概ね 100 万円以下の所得の方が 2 割軽減が適用されます。限度額は、イメージしやすい額で言いますと、1,000 万円以上ある方ですが世帯人数が多いとそれ</p>

	よりも低い世帯もあるので、単純に一律にこの額ってというのはありません。
中村勉委員：	わかりました。次に9ページですが、旧被扶養者世帯の減免で65歳以上というのは、理由があるのですか。
事務局：	旧被扶養者減免とは、例えば旦那様が被用者保険に加入していて奥様を扶養していたとしますが、旦那様が後期高齢者、つまり75歳になったことで被用者保険を抜けることになり、そうするとその奥様が国保に単独で加入することになります。これまで扶養で保険料を払っていなかった奥様が、単独で国保に加入し保険税を払う負担感を緩和するため、減免するものですが、65歳未満はまだ年金も支給されていないので働くこともできると考えられるため、減免は65歳以上となっています。
中村勉委員：	減免で減少する税収は後から財政支援補填される、とあります。国と県と市の割合ってというのはどのぐらいなのですか。
事務局：	減免種類によって違ってきますけども、まず、一番下の東日本大震災は全額国から補助されます。先ほどお話した、旧被扶養者減免も全額国から補填されます。 残りの災害や収監、所得減少、生活困窮は県から半分補助されます。残り半分は市の一般会計から補助しますので、国保では負担していないという形になります。
中村勉委員：	7番の産前産後の免除と同じですか。
事務局：	その通りです。
柴田会長：	他にございますか。そうしましたら、次の議題に移る前に10分程

	<p>度休憩をとります。</p> <p>(休憩)</p>
柴田会長：	再開します。それでは、「(2) 保険者努力支援制度について」事務局よりお願いします。
事務局：	(事務局説明)
柴田会長：	ありがとうございました。ただ今の事務局の説明にご質問はございますか。
瀧本委員：	27 ページのところですけども、「個人への分かりやすい情報提供」のところでは令和4年得点で15となっている。令和5年は20となっていて、これはマイナンバーカードを作るにあたってさいたま市は人口100万人以上いますよね、そのうち2割ぐらいがやっていて20万人がマイナ保険証をやっているけど予定より減ってしまって15万人、といったそういう意味でしょうか。どういう理解になりますか。
事務局：	<p>実際のマイナンバーの取得とかマイナ保険証の利用で得点するものではなく、マイナンバーカードを取得してくださいといった周知をすることができたかといったものになります。</p> <p>当初予定していたものは、確定申告をするときに、国民健康保険税を払っていると社会保険料控除ができるということで、去年1年間で国民健康保険税をいくら払われていますという納付確認書というものをお送りしています。その葉書の裏面に、マイナンバーカードを取得してくださいといったものを入れようと思っていたのですが、ちょうどその時に、先日終わりましたがマイナポイント第2弾が始まりますという、先行報道が出た頃でした。2年</p>

	<p>前の11月ですが、区役所の窓口にお問い合わせが多数あった状況でして、マイナポイントは何万円ももらえるみたいな話だったので、通常業務に影響が出てしまいました。そのタイミングでこの納付確認書にマイナンバーカードのことを載せると、区役所窓口がパンクしてしまうのではないかとということが懸念されましたので、その方法を取り下げたというところになります。</p> <p>要するに、そういった周知を行いますとすれば、国の方の指標で言いますと保険証の更新とか納税通知書を発送するタイミングで、リーフレットにマイナンバーカードの取得促進、周知、広報に取り組む内容があれば、5点取れるといったものでした。</p>
<p>瀧本委員：</p>	<p>この満点っていうのは言ってみたら、100点なのですか。</p>
<p>事務局：</p>	<p>満点は20点です。ですが5点減点されたことで、去年度の指標では15点となりました。今年は満点です。</p>
<p>柴田会長：</p>	<p>よろしいですか。他にございますか。</p>
<p>中村勉委員：</p>	<p>聞き漏らしてしまったのですが、27ページの令和5年度の評価結果というのは、令和4年度の実績結果ですね。</p>
<p>事務局：</p>	<p>その通りです。</p>
<p>中村勉委員：</p>	<p>36ページのさいたま市の収納率のところは70点となっています。仙台市は100点となっていますが、さいたま市は収納率94%くらいあるのにどうして70点なのか。満点になるには何が足りないのですか。</p>
<p>事務局：</p>	<p>今の部分ですが、10万人以上の被保険者の区分の中で、現年収納率上位3割に入りますと、満点で50点がもらえる指標になって</p>

	<p>おります。今回、収納率上位3割ではなくて、5割に入ったため、35点になります。また、その他に、前年度と比較しまして、収納率が1ポイント上がっておりまして、25点もらえています。他には現年分ではなくて、滞納繰越分の収納率が平成30年度の実績と比較しまして、2ポイント以上、上がっているために10点もらえておりまして、合計で70点ということになります。</p> <p>ご質問があった、100点取るためにはどうするか、どういう収納率になればよいのかという話ですけれども、今回のこの指標では、コロナ禍の影響を踏まえまして、令和元年の収納率と比べることに、この項目ではなっておりまして、94.85%を超えていると、上位3割に入れたということになりますが、さいたま市では、令和3年度の収納率と比べることになっておりまして、93.60%であったため、残念ながら1.25ポイント足りなかったために50点もらえてなくて35点になりました。あとは滞納繰越分の収納率ですが、5ポイント以上上がっていれば、25点だったのですが、今回2ポイント以上ということになったため10点しかもらえておらず、合計で70点になっております。説明は以上になります。</p>
中村勉委員：	<p>今後も収納率が上がっても100点はもらえないという見通しなのですね。70点ぐらいしかもらえないということですね。</p>
事務局：	<p>今後ですけれども、徴収努力をしまして現年の収納率上位3割に入るようにしていきたいと思っております。そうすることで、100点を目指して頑張ってまいります。以上です。</p>
柴田会長：	<p>今、質問の趣旨は仙台市との違いは何か分かるかということだと思いますが、ジャンルが幾つもあるのかもしれませんが、仙台市と大きく違っているというのはどこでしょうか。</p>
事務局：	<p>仙台市が今回100点、さいたま市が70点となっておりますが、違</p>

	<p>いは現年の収納率が上位 3 割入れなかったことと、もう一つが、滞納繰越分の収納率が、5 ポイント以上上昇しなかったことが原因になっております。</p>
柴田会長：	<p>そこが仙台市とちょっと違うという理解でよいですか。</p>
事務局：	<p>はい。そうです。</p>
柴田会長：	<p>わかりました。他にございますか。よろしいですか。</p>
若林委員：	<p>24 ページのところですが、大体の大都市圏、東京や神奈川、兵庫、愛知等は順位が低いですが、どうして東京都の順位はこんなに低くて、埼玉県は高いのでしょうか。何かわかりますでしょうか。</p>
事務局：	<p>分かるか分からないか、といったら（はっきりしたことは）分からないということになりますが、健診の受診率では、大都市は低くなります。</p> <p>国でもこの保険者努力支援制度で、人口規模別に上位何割に入ると加点というような評価はしていますが、やはり大阪市などは受診率が低いです。東京都の健診受診率は把握していませんが、政令市であれば確認できます。その中でも、さいたま市は特定健診の受診率が非常に良いところになっています。しかし政令市の中でも大きな都市は受診率が低いという傾向はございます。それ以外は県の取り組みだったりもするので、分かりかねます。</p>
若林委員：	<p>埼玉県は都市部と地方、秩父等の地方都市が混在し、特徴が何かあるかなと思ったところですが。あとは 27 ページで、がん検診が課題とあります。これは何かいい取り組みってありますでしょうか。</p>
事務局：	<p>さいたま市のがん検診は、市民を対象に実施をしています。ほと</p>

	<p>んどの他の市町村も同様ですが、国保としては直接実施しておりません。市民の中に国保の方がいるという考え方になるので、市全体として、歯科検診やがん検診は行っています。</p> <p>がん検診の受診率はやはりコロナの問題もあると思います。特定健診もコロナ禍の影響を受けて受診控えですとか、医療機関が切迫してしまったというところで受診率が下がりました。がん検診の受診率も下がっています。これも全国的なものですが、がん検診がコロナ前に戻っていないという話は、担当課からは聞いております。</p> <p>歯科受診は推測になりますが、国が健康増進報告において定めた歯科健診は、年代ごとの40歳50歳60歳という形ですが、さいたま市の場合は40歳以上の全員を対象に行っているの、毎年受けられるというところから、逆に人が流れてしまうのかなというような推測はしております。</p>
柴田会長：	<p>法律が違って、所管が市の中で違って、ということから今のよう な回答になると思われませんが、ぜひ庁内で連携をしながらやってい ただかないと、と思います。</p> <p>他にございますか。</p> <p>それでは、「(3) その他」について事務局よりお願いします。</p>
事務局：	(事務局案内)
柴田会長：	<p>ありがとうございました。全体を通してご質問・ご意見はござ いますか。</p> <p>(特になし)</p> <p>それでは、本日の協議報告事項につきましてはこれで終了させて 頂きます。スムーズな進行のご協力ありがとうございました。</p>